

理事及び監事並びに評議員の報酬額及び支給方法について（内規）

理事及び監事並びに評議員の報酬額及び支給方法については、次のとおりとする。

1 報酬額

理事長 年額 478,000 円

理 事 年額 20,000 円（職員として給与を受給している  
理事を除く。）

監 事 年額 20,000 円

評議員 年額 20,000 円

2 支給方法

毎年度、定時評議員会開催時に年額を支払う。

附則

この内規は平成 29 年 5 月 30 日から実施する

附則

この内規は令和 7 年 7 月 1 日から実施する